

## 特別養護老人ホーム山水荘 「利用料金表」 3割負担

日 額

令和4年10月1日

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①	施設サービス費	1割負担	573円	641円	712円	780円	847円
		2割負担	1,146円	1,282円	1,424円	1,560円	1,694円
		3割負担	1,719円	1,923円	2,136円	2,340円	2,541円
②	サービス加算	日常生活支援加算	1割負担36円		2割負担72円	3割負担108円	
		夜勤職員配置加算	1割負担22円		2割負担44円	3割負担66円	
③	食費 負担限度額	第1段階	300円				
		第2段階	390円				
		第3段階①	650円				
		第3段階②	1,360円				
		第4段階	1,500円				
④	居住費 負担限度額	第1段階	0円				
		第2段階	370円				
		第3段階①	370円				
		第3段階②	370円				
		第4段階	855円				
利用負担額合計 (①+②+③+④) ※3割負担の場合		第1段階	2,193円	2,397円	2,610円	2,814円	3,015円
		第2段階	2,653円	2,857円	3,070円	3,274円	3,475円
		第3段階①	2,913円	3,117円	3,330円	3,534円	3,735円
		第3段階②	3,623円	3,827円	3,330円	4,244円	4,445円
		第4段階	4,248円	4,452円	4,665円	4,869円	5,070円

- (1) 上記の利用負担額合計は、3割負担の場合の金額です。
- (2) 上記以外に【口腔機能維持管理加算】として月額(1割負担30円、2割負担60円、3割負担90円)の自己負担がかかります。
- (3) 介護職員処遇改善加算として、1月につき所定単位数の8.3%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。
- (4) 介護職員等特定処遇改善加算として、1月につき所定単位数の2.7%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。
- (5) 介護職員等ベースアップ等支援加算として、1月につき所定単位数の1.6%が加算されます。但し、区分支給限度額の対象とはなりません。

居住費・食費についてはご利用者様の所得に応じて、下記のとおり異なります。

区 分	対 象 者 (例)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が120万円超
第4段階	世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税